

(随想)

## 良質な政治家を輩出できる土壌を！

センター会長 杉浦 正康

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

それにしましても昨年は世界的にも国内的にももの凄い激動に見舞われた年でした。特に日本にとって影響の大きいアメリカの大統領が「アメリカ第一」をモットーに掲げるトランプ氏だったこともあり、世界中が振り回されることが多かったように思います。同盟関係にある欧州諸国に対しても従来の常識ではとても考えられないような厳しく且つ無責任な態度をとり、また台頭著しい中国に対しては激しい「貿易戦争」を仕掛け非常に危うい状態を醸し出しています。

これは必ずしもトランプ大統領だけの考えから発しているものではなく、超大国として世界に君臨していたアメリカが今や凋落の方向にあることに対して中国が着実に力を蓄えアメリカの覇権を脅かす存在になって来つつあることに対するアメリカの焦りから発したことです。ですから非常に深刻な問題と考えるべきことでしょう。

現在の日本の実力から言えば、このようなときにこそ日本の出番ではないかと思いたいのですが、残念ながら昨年末の国会での政府及び安倍首相のやり取りや従来の政治対応を見ている限りどうひいき目に見てもそのような期待を持つことが出来る力量があるとは思えません。

国際的な政治対応能力(外交力)は基本的にその国の経済力がすぐれていることが第一

件ですからその点では日本は合格点を取れると思うのですが、問題は優れた政治家に恵まれていないことです。これは日本の政治体制——国会議員の選出のあり方に根本的な原因があると考えられますので一朝一夕に解決できる課題ではありません。

現在日本の各方面で活躍している人たちの能力を見れば「日本人」の能力が他国に劣っているとはとても考えられません。むしろ非常に優れていると言えるだろうと思うのですが、「政治」という場にのみ卓越した人材がみつからないというのはやはり「政治」の場に「選出上の問題点」があると考えざるを得ません。かつてよく使われた標語に「出たい人より出したい人を」というのがありましたが、まさにその通りで、そのような人物が出て来にくい選挙の実態が根強くあるからなのです。しかしそのような状態を是正するには相当の期間がかかると思いますがあきらめず粘り強くみんなが知恵を絞って実現するよう努力するしかありません。

昨年末に16歳のプロ棋士(男性)やフィギュア選手(女性)が日本中を魅了しましたがこの年代の若者たちが政治の場に出て来る頃までには何とか卓越した政治家が輩出できるような土壌を整備したいものです。 そのためには政治についてもっともっと日本人全員が関心を持ち自分自身のこととして真剣に考える習慣を身につけなければならないでしょう。新年にあたりじっくりと考えてみましょう！

# 確定申告について

葵総合税理士法人 税務会計部 鈴木 寛大

## I 確定申告が必要になる方

### 1. 給与所得がある方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方。
- 給与を1カ所から受けており、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方。
- 給与を2カ所以上から受けており、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計が20万円を超える方。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方。

### 2. 公的年金等に係る雑所得のみの方

- 公的年金等（国民年金、厚生年金等の老齢年金、退職年金、小規模企業共済法に基づく分割共済金など）に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方。（その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。）

### 3. 退職所得がある方

- 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていないものがある方。

### 4. 上記 1～3 以外の方

- 各種の所得金額の合計額（譲渡所得、山林所得を含む。）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から、配当所得控除額を差し引いた結果、残額がある方。

## II 申告手続きの流れ

### 1. 確定申告に必要な書類を用意する

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- 私的年金等を受けている場合には支払調書
- 医療費の明細書、領収書
- 社会保険料の控除証明書
- マイナンバーカード など

### 2. 申告書や付表、計算書等を準備する

- 確定申告書は、「A」「B」の2種類存在します。この2種類のうちどちらかを使用します。

- ①申告書「A」は申告する所得が給与所得、雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみで、予定納税のない方が使用します。
  - ②申告書「B」は所得の種類に関わらず、どなたでも使用ができます。具体的には、青色申告者、自営業者、家賃収入がある方、退職所得がある方などが使用します。
- 申告内容に応じて必要な附表、計算書を用意します。

### 3.申告書の作成

- ①収入金額、所得金額の計算をする。
- ②所得から差し引かれる所得控除額を計算する。
- ③課税される所得金額を計算する。(①-②)
- ④課税される所得金額(③)に対する税額を計算する。
- ⑤所得税額から税額控除等を差し引く。

なお、「収入」とは、自営業者なら売上金額、会社員なら源泉所得税や社会保険料を差し引く前の給与額をいい、「所得」とは、収入から必要経費(会社員は給与所得控除額)を引いたもののことをいいます。

### 4.申告書の提出

- 確定申告書の提出期限  
平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)まで
- 確定申告書の提出先  
納税地の所轄税務署

### 5.納付

- 納付手続は様々な方法がありますが、主な納付方法は以下の2点です。
- ①金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。  
金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付します。平成30年分の所得税等の確定申告による納付期間は平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)までになります。
- ②振替納税を利用する。  
申告期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納税地の所轄税務署か、金融機関に提出する必要があります。  
また、振替納税を利用する場合、振替日は平成31年4月22日(月)となります。

### 6.還付について

- 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎである場合は、確定申告(還付申告)をすれば税金が還付されます。還付金がある場合は、1ヶ月から1ヶ月半ほどで指定口座に振り込まれます。

## Ⅲ平成30年分の変更点

### 1.配偶者控除・配偶者特別控除の改正

- 平成30年1月から配偶者控除及び配偶者特別控除の適用条件や控除額が大きく改正されました。主な改正点は以下の2点です。
- ①配偶者控除の適用条件に、申告者本人の年収制限が追加
- ②配偶者控除、配偶者特別控除とも、控除額は夫婦それぞれの年収に応じて決定(従来は配偶者の年収のみで決定)

(詳細については、センターだより2017年11月号掲載の「配偶者控除等の見直し」をご参照ください。)

<http://www.aoi-cms.com/category/info/sentertayori/>

## 2.e-Taxによる申告がスマートフォンにも対応

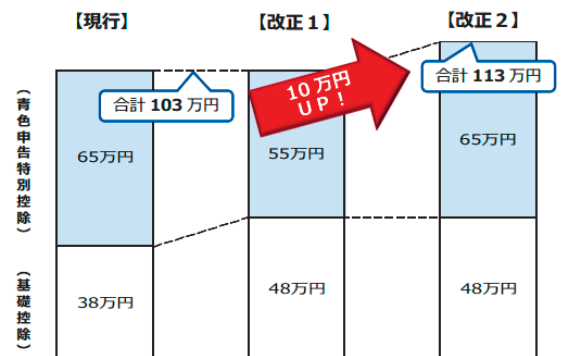
●従来、e-Taxによる申告はマイナンバーカードとICカードリーダーを用意し、インターネット経由でパソコンからしか行えませんでした。平成30年1月からは税務署でID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を発行することで、マイナンバーカードやICカードリーダーなしでパソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からも申告ができるようになりました。

～参考～ e-Taxに関連する今後の変更点について

●平成30年度税制改正にて、平成32年分（2020年分）所得税確定申告から青色申告特別控除額及び基礎控除額が変更されることになりました。

[改正1] 青色申告特別控除額 現行65万円→改正後55万円  
基礎控除額 現行38万円→改正後48万円

[改正2] 「55万円の青色申告特別控除」の適用条件に加えて「e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存」を行うことで引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられるようになり、現行の青色申告特別控除額及び基礎控除額の合計額よりも10万円控除額が増加することになります。



### ・e-Taxとは

申告などの国税に関する各種の手続きについてインターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムです。上記の通り、スマートフォンでも利用できるようになりました。

### ・電子帳簿保存とは

一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備え付けを開始する日の3ヶ月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備え付け及び保存を行う必要があります。

## IV 雑損控除について

●平成30年は台風などの自然災害が多く発生しました。被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害や盗難などで、ご自分やご家族に損害があった場合で一定の要件を満たす場合は、確定申告をする事で「雑損控除」の適用が受けられます。

●雑損控除の対象は、住宅、家財、衣服など生活に必要な資産のみになります。別荘や時価30万円超の貴金属、骨とう品など生活に通常必要でない資産は対象外です。申告時には災害関連支出の領収書、被災証明書、盗難証明書などの添付が必要です。また、雑損控除は今年だけで引ききれないような場合には原則3年間繰り越して所得から引くことができます。

●雑損控除額の計算方法は以下の2通りで、金額が多い方を有利選択することが可能です。

① 差引損失額－総所得金額等×10%

差引損失額は「(損害金額＋災害関連支出)－補填された保険金など」で計算されます。

② 災害関連支出の金額－5万円

災害関連支出は、住宅・家財の取り壊しや除去の費用、原状回復費用などのことを指します。

参考資料：「いちばんわかりやすい確定申告の書き方 平成31年3月15日締切分」（ダイヤモンド社）

「平成30年分確定申告特集（準備編）」（国税庁）

「平成30年分所得税及び復興所得税の確定申告の手引き」（国税庁）

「平成32年分（2020年分）所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！！」（国税庁）

## 康友会ゴルフ同好会

### 第271回 例会成績

平成30年11月13日(火)

春日井カントリークラブ

他参加者 藪井 満、足立 文夫  
杉浦 康晴、古田 益三

(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	日置 亨
準優勝	荒井 栄児
3 位	山口 光治

#### <次回開催>

平成31年1月10日(木)  
緑ヶ丘カントリークラブ



## 1月、2月の税務・労務

### 1月の税務・労務

- 4日◇個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告開始(4月1日迄)  
◇官庁御用始め
- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 21日◇納期の特例を受けた源泉所得税(7月～12月分)の納付
- 31日◇平成30年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告(400万円超)  
◇平成30年11月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇労働保険料第3期分の納付(労働保険事務組合委託の場合、2月14日)  
◇源泉徴収票の交付及び提出  
◇法定調書の提出  
◇給与支払報告書の提出  
◇償却資産申告書の提出  
◇個人住民税第4期分の納付

### 2月の税務・労務

- 1日◇贈与税の確定申告開始(3月15日迄)
- 11日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 18日◇所得税の確定申告開始(3月15日迄)
- 28日◇平成30年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月・決算法人の消費税中間申告(400万円超)  
◇平成30年12月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付







# ご案内

● 康友会からのお知らせ

**【会員様対象無料法律相談日(予約制)】**

平成31年 1月 15日 (火)  
 平成31年 2月 13日 (水)  
 平成31年 3月 18日 (月)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

**【無料よろず相談日(予約制)】**

平成31年 1月 15日 (火)

今回もリレー  
マラソン頑張  
りました!



今回も、株式会社ティーエーシー様主催、さわやか健康リレーマラソンに参加しました。今回は張り切りすぎて(?)約1名の女子が足を痛めてしまいました。奇しくも羽生選手と同時期の同じ怪我です。選手同様、本人は固くリベンジを誓っています。



☆ペットの写真も募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの裏表紙のミニコーナーの写真を募集しています。

オヤバカ(ペット)の自覚のある方は、ぜひご自慢してみたいはかがでしょうか。

ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

H31年 1 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

H31年 2 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 近川純那 中島和人 小林浩子  
 加藤紀男 都築玲香 山田真義 張本美佳

新年明けましておめでとうございます。

本年の干支である己亥(つちのとい)の年は、内なる充実をはかり、次のステージの準備をする年との解釈もあるようです。

時代の過渡期と言われる今ですので、大きな時代の変化に備えて力を蓄えていきたいと思えます。

本年もどうぞよろしくお願いたします。

中島和人